

十島村育英奨学基金条例及び十島村育英奨学基金条例施行規則 一部改正による変更点について

この度、十島村育英奨学基金に係る条例、施行規則の一部改正を行いました。改正による変更点は次のとおりです。

1 奨学金貸与対象者について

対象者に山海留学制度の適用を受け2年以上在籍し、村内中学校を卒業した者を加える。

2 奨学金の返還について

高等学校等に在籍する者の返還期間を5年以内としていたものを10年以内に返還することとし、全奨学金返還者の返還期間を10年以内とする。

3 奨学金返還の免除について

改正による免除対象は次のとおりです。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を失ったとき。
- (3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったとき。
- (4) 奨学生又は奨学生であった者が、村内に住所を定めてから5年間定住したとき定住の事実が発生した日から適用する。
- (5) 奨学生又は奨学生であった者が、本村の就業支援又は産業支援いずれかの制度に認定された3年間定住したとき制度に認定された事実が発生した日から適用する。
- (6) 奨学生又は奨学生であった者が、本村職員、出張所出張員、学校給食調理員、介護補助員、保育専門員等、高齢者見守り支援員又は簡易郵便局職員として3年間勤務したとき、勤務の事実が発生した日から適用する。ただし、本村職員で本庁勤務の者の免除額は返還未済額の3分の2とする。

4 延滞利息について

奨学金の貸与を受け、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日まで返還しなかった者は延滞利息をとることとしていたが、改正により延滞利息はとらないこととする。

5 施行日

平成28年7月1日から施行する。